まちの未来のために活動する方を応援します！
神戸町まちづくり活動助成金

問　まちづくり戦略課　☎27－0172

住民の皆さんによる自主的で公益性のある活動で、地域の活性化を図る「まちづくり」に関する全ての事業に対して、「まちづくり助成金」を交付します。

※すでに地域に定着した活動（例：過去に３回以上開催している）や、運動会、地区のお祭り、イベントは対象となりません。

対象団体

・町内に主たる活動場所があること
・５人以上の構成員で組織されていること(代表者及び構成員の過半数が町内に住所を有し､かつ居住するもの)
・活動のすべてが、特定の個人または団体の利益を目的としない団体であること
・組織の運営に関する規則等を定めていること
・町からの補助金等を受けていない団体であること（過去及び間接的な補助も含む）　　など

助成金の額

【スタートアップ支援部門】
・小さな予算規模で､新たに始める団体の活動を支援
（助成回数は１回のみ）
・助成率８/10以内（上限20万円※千円未満切り捨て）

【ステップアップ支援部門】
・これまでに１回以上実施したことがある事業
・助成率８/10以内
（上限10万円※千円未満切り捨て）

申請期間

６月３日（月）～28日（金）

※詳しくは町ＨＰをご覧いただくか、担当課にお問い合わせください。

◀町ＨＰ

昨年度助成を受けた団体

スタートアップ支援部門

【おおきなて】
「平日にある子どもの居場所づくり」事業

ステップアップ支援部門

【こもれび】
「みんなの居場所 みんなの食堂 とまり木」事業

【TRY(トライ)】
「BIG 愛'LAND(ビッグアイランド)」開催事業

軽自動車税（種別割）の納税証明書について

問　税務課　☎27－0173

軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）の運用開始に伴い、三輪以上の軽自動車については車検時に納税証明書の提示が原則不要になりました。

そのため、スマートフォン決済サービスで納期限内に納付した方への納税証明書の送付は、令和６年度から廃止します。

なお、納税証明書の提示が必要な二輪の小型自動車（総廃棄量250cc超の二輪車）については、これまでどおり納税証明書を送付します。

※納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで２週間以上要します。納付後すぐに車検を受ける場合は、紙の納税証明書が必要となる場合がありますので、役場や金融機関の窓口およびコンビニエンスストア等で納付し、受け取られた納税証明書をご提示ください。